

地方独立行政法人

東京都立産業技術研究センター

第二期中期目標（案）

第二期中期目標　目次

<中期目標の基本的な考え方>

I 中期目標の期間

II 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 中小企業の製品・技術開発、新事業展開を支える技術支援

(1) 技術的課題の解決のための支援

ア 技術相談

イ 依頼試験

(2) 製品開発、品質評価のための支援

ア 機器利用サービスの提供

イ 高付加価値製品の開発支援

ウ 製品の品質評価支援

(3) 新事業展開、新分野開拓のための支援

ア 技術経営への支援

イ 國際規格対応への支援

ウ 技術審査への貢献

2 中小企業の製品・技術開発、新事業展開を支える連携の推進

(1) 産学公連携による支援

(2) 行政及び他の支援機関との連携による支援

3 東京の産業発展と成長を支える研究開発の推進

(1) 基盤研究

(2) 共同研究

(3) 外部資金導入研究・調査

(4) 都市課題解決に資する研究開発

4 東京の産業を支える産業人材の育成

(1) 技術者の育成

(2) 関係機関との連携による人材育成

5 情報発信・情報提供の推進

(1) 情報発信

(2) 情報提供

III 業務運営の改善及び効率化に関する事項

1 組織体制及び運営

- (1) 機動性の高い組織体制の確保
- (2) 適正な組織運営
- (3) 職員の確保・育成
- (4) 情報システム化の推進

2 業務運営の効率化と経費節減

- (1) 業務改革の推進
- (2) 財政運営の効率化

IV 財務内容の改善に関する事項

1 資産の適正な管理運用

2 剰余金の適切な活用

V その他業務運営に関する重要事項

1 危機管理対策の推進

2 社会的責任

- (1) 情報公開
- (2) 環境への配慮
- (3) 法人倫理

＜中期目標の基本的な考え方＞

東京都は、平成18年度に「産業技術に関する試験、研究、普及及び技術支援等を行うことにより都内中小企業の振興を図り、もって都民生活の向上に寄与する」ことを目的とした地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター（以下「都産技研」という。）を設立した。これは、社会経済情勢が大きく変化する中で、中小企業のニーズに対応した支援を効率的かつ効果的に行うため、東京都の試験研究機関を地方独立行政法人に移行したものである。

都産技研では、現在、法人化によって得られた機動性や柔軟性などのメリットを発揮し、様々な技術課題への迅速かつ柔軟な対応、臨機応変で効率的な運営、新たな課題に即応できる職員の確保・育成に努めている。第2期中期目標期間においてもこうした取組の更なる充実を期待する。

一方、都内中小企業は、日本の産業の牽引役として東京の産業活力の維持向上に重要な役割を果たしてきたが、経済のグローバル化の進展や新興国の台頭による市場競争の激化、少子高齢化による労働力人口の減少への懸念など、厳しい経営環境に直面している。

こうした状況を開拓し、将来にわたり東京の産業が発展していくためには、中小企業の海外市場への展開なども見据え、高付加価値化を実現する新技術の開発や新事業・新産業の創出を促し、産業の国際競争力を強化することが一層重要となっている。

また、東京の産業構造に占めるサービス産業の割合は高まり、この分野の経済活動の重要性が年々増大していることからも、新サービスの開発や生産性向上などサービス産業におけるイノベーションを加速させることが必要となっている。

都産技研においては、平成22年2月の多摩テクノプラザの開設に続き、平成23年度の臨海部への本部移転を計画しており、この新たな産業支援拠点の開設を契機に、高度化・多様化する技術ニーズへの対応や技術的課題の解決、製品・サービスの高付加価値化などに取り組む都内中小企業に対して、より一層効果的な支援を実施すべく、次の視点から戦略的に事業を拡充する必要がある。

- (1) 都内中小企業の「強み」である優れた技術を駆使した製品の企画開発から販路開拓までを見据えた事業化支援を展開し、中小企業の国際競争力を強化する。
- (2) 東京が先鋭的な形で直面している環境、福祉、安全・安心などの大都市の課題を解決する産業の育成や都民生活の向上に資する新事業創出など、東京の将来の活力を支える産業分野の育成に向けた取組を推進する。
- (3) 少子高齢化や若年層の科学技術離れを背景に、熟練技術者の後継者不足に悩む中小企業への支援として、研究開発や製造技術の高度化を担う技術者の育成

に積極的に取り組むとともに、サービス産業における経済活動の重要性を踏まえ、新たなサービス市場の開発を担う人材の輩出を後押しする。

都産技研がこれらを踏まえて事業を確実に実施し、公設の試験研究機関としての存在意義を高めていくため、東京都はこの中期目標を策定し、都産技研に対し指示する。

都産技研は、中期目標の達成に向けた具体的な取組を示す中期計画及び年度計画を自ら作成するとともに、その実績を検証しながら不断の自己改善に取り組み、都産技研の持てる機能を最大限発揮できるよう努めていかなければならない。

I 中期目標の期間

平成23年4月1日から平成28年3月31日までの5年間とする。

II 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 中小企業の製品・技術開発、新事業展開等を支える技術支援

中小企業が成長発展していくためには、常に市場ニーズや環境変化に迅速に対応し、製品・サービスの開発に取り組み、経営の安定、強化を図ることが重要である。

このため、都産技研においては、新製品開発等に意欲のある中小企業のニーズを的確に捉えて、中小企業が取り組む企画開発から事業化に至る幅広い段階において、付加価値の高いものづくり支援する。

東京の産業特性を踏まえ、製品開発や製造工程で生じる技術的課題の解決、故障原因の究明など中小企業の支援ニーズに即して、相談対応や依頼試験のサービスの向上に努める。

産業構造の変化や産業技術の動向、都の産業政策等を踏まえた支援が行われるよう、重点的に扱う技術分野を適宜見直すとともに、新サービスの創出を目指すサービス産業の企業ニーズにも応えていけるよう、支援機能の拡充に取り組む。

(1) 技術的課題の解決のための支援

ア 技術相談

中小企業の技術相談ニーズに対し、相談業務の効率的、効果的な実施と利用者の利便性向上の視点から、相談体制の充実に努める。

相談の対応に当たっては、ものづくりの基盤的技術分野のみならず、環境、福祉、安全・安心など都市課題の解決や、都民生活の向上に資するサービス産業の分野に関する相談にも積極的に対応する。

都産技研が保有していない技術分野の相談についても、可能な限り他の試験研究機関や大学と連携して対応する。

イ 依頼試験

製品の品質・性能証明や事故原因究明など中小企業の技術的課題の解決及び高品質、高性能、高安全性など付加価値の高いものづくりを支援できるよう、試験項目及び内容の充実を図るとともに、技術的アドバイスを効果的に行う。

JIS等に定めのない分析・評価などの依頼についても、最新の技術動向等を踏まえながら柔軟な対応を図る。

中小企業の海外取引の拡大や高度化する製品開発に伴って必要となる品質証明に関する支援ニーズに対応できるよう、機器の保守・更新、校正管理を適切に行う体制を整備するなど、公的試験研究機関としての信頼の維持向上に努める。

膨大かつ多様な試験ニーズに対し、他の試験研究機関と連携した効率的な支援を進める。

(2) 製品開発、品質評価のための支援

ア 機器利用サービスの提供

中小企業のニーズの高い、先行技術や高度な基盤技術などに対応し、単独の中小企業では導入が困難な最新の機器を計画的に整備し直接利用に供するとともに、職員の豊富な知識を活かして、中小企業における新製品・新技術開発を支援する。

イ 高付加価値製品の開発支援

製品の小型化・高集積化に伴って必要となっている超微細の成形加工による開発や高付加価値製品の企画・設計・試作など、高度な技術や最先端技術を使った製品開発への支援ニーズにも対応できるよう、最新の技術動向に即した支援体制を構築する。

短期間での試作品開発を必要としている中小企業に対して、都産技研の技術力を活用して個々の企業のニーズに即した支援ができるよう、オーダーメード型の試作品開発支援を推進する。

中小企業の研究・実験スペースとして提供する「製品開発支援ラボ」の機能が十分発揮できるよう、経営支援機関との連携により、入居企業に対して技術と経営の面からのサービスを提供する。

ウ 製品の品質評価支援

近年重要性が増している、製品の信頼性や安全性の確保に向けて、製品の品質評価に関する高精度な実証試験や製品トラブルの原因究明への支援ができる体制を整備する。

(3) 新事業展開、新分野開拓のための支援

ア 技術経営への支援

新製品や新サービスの開発を目指す企業において、自社で持つ「技術力」を強力な経営基盤として活用し、戦略的に事業を開拓することが重要であるため、こうした技術経営の手法の導入を目指す中小企業に対して、経営支援機関と連携して実践的な支援を実施する。

経済のグローバル化の進展や技術開発競争の激化に対応していくためには、中小企業における知的財産を活用した事業戦略が重要であることから、知的財産支援機関と連携して、都産技研を利用する中小企業に対して知的財産を活用した企業経営を促す。

都産技研が行う研究の成果として得た優れた新技術や技術的知見を中小企業支援に効果的に活用するため、特許の出願に努めるとともに、使用許諾を促進する。

イ 國際規格対応への支援

中小企業の海外市場への進出において、国際基準に基づく認証取得の必要性が国際的に高まっていることから、輸出国・地域の規格に適合した製品開発ができるよう支援の充実を図る。

ウ 技術審査への貢献

東京都をはじめ自治体等が実施する中小企業等への助成、表彰などの際に行われる技術審査に積極的に携わり、都産技研が有する豊富な技術知識や知見の活用を図る。

2 中小企業の製品・技術開発、新事業展開等を支える連携の推進

都内をはじめ、全国の大学や研究機関、学術団体、業界団体等には研究成果として様々な技術シーズやノウハウが蓄積されており、中小企業の製品や技術の開発にとってこれらのシーズ等の活用は有効な手段である。

都産技研が核となって、中小企業におけるこうしたシーズ等の活用を推進するため、大学等との交流や学術団体等の活動への積極的な参画を通じて得た情報や成果を、中小企業と大学等との連携や中小企業への支援に活かしていく。

中小企業の製品開発や事業化においては、技術的課題の解決だけでなく、資金調達や販路開拓も必要であるため、他の支援機関と連携した取組を進める。

(1) 産学公連携による支援

専門のコーディネーターを活用し、都産技研のほか、豊富な技術シーズを有する大学や研究機関と中小企業との事業連携を推進する。

企業同士の連携に意欲のある企業や業界団体に対して、共同開発等に向けた情報交換や交流活動への支援を充実し、単独企業では困難な技術的課題の解決や新製品・新技術開発を促進する。

(2) 行政及び他の支援機関との連携による支援

区市町村やそれらの自治体が運営する中小企業支援機関と連携し、都産技研の技術支援のサービスを地域の実情に応じてきめ細かく提供することにより、地域の産業振興に寄与する。

首都圏の公設試験研究機関が相互に連携・補完することにより、中小企業への技術支援の充実を図る。

中小企業の事業化が円滑に進むよう、経営支援機関と連携して技術と経営との面から総合的な支援に努める。

3 東京の産業発展と成長を支える研究開発の推進

グローバル化の進展やサービス産業における経済活動の重要性などを踏まえ、東京のものづくり基盤技術の高度化や今後成長が見込まれる技術の育成及び強化を目的に研究開発を計画的に実施し、その成果を都産技研における技術支援の拡充や都内中小企業における技術力の強化につなげ、付加価値の高い製品開発や新産業・新事業の創出を促す。

環境、福祉、安全・安心など東京が抱える都市課題の解決や都民生活の向上に資する研究開発についても、大学や関係機関と連携を図りながら、中小企業への成果普及を前提として積極的に取り組む。

研究開発の取組により、技術支援の質の向上も着実に図られるよう努める。

(1) 基盤研究

中小企業の技術ニーズを踏まえ、付加価値の高い新製品・新サービス開発や技術課題の解決に必要なシーズの蓄積、今後発展が予想される技術分野の強化、都市課題の解決や都民生活の向上に資する研究を基盤研究として実施する。

(2) 共同研究

基盤研究で得られた研究成果を効率的かつ効果的に実用化へつなげていくため、独自の技術やノウハウを有し意欲のある中小企業や業界団体、大学、研究機関と協力して、共同研究に積極的に取り組む。

(3) 外部資金導入研究・調査

資金を提供する機関の設定要件を踏まえ、都産技研が保有する研究成果を有效地に活用して、中小企業のニーズや社会的ニーズに幅広く応えていくため、外部資金を導入した研究・調査を計画的に実施できるよう、積極的な外部資金の獲得に努める。

(4) 都市課題解決に資する研究開発

大都市課題に先駆的に取り組んでいる公立大学法人首都大学東京との連携を強化し、それぞれが有する知的資源を有效地に活用して共同研究を実施することにより、東京が抱える都市課題の解決に寄与する。

4 東京の産業を支える産業人材の育成

都内中小企業においては、優れたものづくり基盤技術の継承や、新技術・新サービス開発などイノベーションを創出できる技術力の維持向上が不可欠である。さらに、昨今の技術者不足の状況をかんがみ、研究成果の普及や最新の技術動向等に関するセミナー等を拡充するとともに、関係機関とも連携し、将来にわたり東京の産業を支える産業人材を育成する。

(1) 技術者の育成

実習を取り入れた技術セミナーや講習会を通じて、研究成果の技術移転や技術相談等で蓄積したノウハウの普及を行い、中小企業の現場において研究開発や製造技術の高度化を担う技術者を育成するとともに、新製品・新サービスの創出を担う人材の能力形成を支援する。

製品の安全性・信頼性の確保に向けて、ものづくり産業の現場のみならず、サービス業や卸売業、小売業においても、製品の製造や品質管理に関する知識を有する人材の育成が必要となっている状況を踏まえ、取組を推進する。また、個別企業や業界団体の喫緊の技術ニーズにも、きめ細かく対応する。

(2) 関係機関との連携による人材育成

ものづくりやサービスの高度化に貢献できる人材を育成するため、大学、学術団体、業界団体、行政機関等が実施している産業人材の育成の取組に対して、積極的に協力する。

東京都立職業能力開発センターや東京都中小企業振興公社等の支援機関と連携して、企業、業界団体等のニーズに即した人材育成を効率的に行う。

公立大学法人首都大学東京と連携し、中小企業で働く人材の教育や将来の産業を担う大学生等の技術習得を効果的に行う。

5 情報発信・情報提供の推進

(1) 情報発信

研究発表会や施設公開の開催、都、区市町村、東京都中小企業振興公社、公設試験研究機関が実施する展示会への参加、商工会等の地域経済団体との連携など多様な機会を通じて、都産技研の研究成果の普及や事業のPRを積極的に行い、利用拡大につなげる。

(2) 情報提供

研究開発の成果や保有する技術情報が、多くの中小企業の製品開発や生産活動に活かされるよう、インターネットや刊行物といった広報媒体を活用してタイムリーに提供する。

III 業務運営の改善及び効率化に関する事項

1 組織体制及び運営

(1) 機動性の高い組織体制の確保

地方独立行政法人の持つ機動性と柔軟性といったメリットを十分に活かし、社会経済情勢や中小企業のニーズの変化などに対して、柔軟かつ迅速に対応できる体制を確保する。

(2) 適正な組織運営

事業経費の適切な執行管理及び各事業において投入した経営資源と事業効果の検証を行うことにより、技術支援事業と研究開発事業とのバランスを取り、質の高いサービスを継続的に提供できる組織運営を図る。

(3) 職員の確保・育成

都産技研の自律的運営の確立を目指すとともに、将来の産業や技術の動向等を踏まえ、中長期的な視点に立って、事業執行及び内部管理に必要となる優秀な職員の計画的な確保・育成を図る。

中小企業の技術的課題の解決や事業化などの支援ニーズに効率的かつ効果的に対応していくため、任用・給与制度の適切な運用のもと、職員一人ひとりのレベルアップを図り、技術支援機能及び研究開発機能の質を高めるとともに、グローバル化への対応や中小企業の支援に関して広い視野を持つ職員の育成に努める。

(4) 情報システム化の推進

情報システムを活用して情報の共有化や電子化を推進し、事務処理の効率化を図るとともに、技術支援等の事業において効率的な執行や利用者サービスの向上に努める。

2 業務運営の効率化と経費節減

(1) 業務改革の推進

業務運営の効率化と経費削減を目的として、業務内容や処理手続きを見直すなど業務改革を推進する。なお、見直しに当たっては、業務の内容をよく精査し、契約方法の改善や外部への委託、外部人材の活用にも努める。

(2) 財政運営の効率化

標準運営費交付金（プロジェクト的経費を除く。）を充当して行う業務については、業務の効率化を進め、毎年度平均で前年度比1パーセントの財政運営の効率化を行う。

IV 財務内容の改善に関する事項

運営費交付金を充当して行う事業については、「III 業務運営の改善及び効率化に関する事項」で定めた事項に配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算により

効率的かつ効果的な運営を行う。また、管理業務等の合理化により、総予算における固定的経費の抑制に努める。

1 資産の適正な管理運用

安全かつ効率的な資金運用管理を実施するとともに、建物、施設及び設備等について計画的な保守管理により適正に維持管理する。

2 剰余金の適切な活用

研究開発の推進、設備の充実、事業の拡充などにより提供するサービスの向上や事業実績の向上等に資するよう、必要性と実効性を精査し、剰余金を有効に活用する。

V その他業務運営に関する重要事項

1 危機管理対策の推進

個人情報や企業情報、また製品開発等の職務上知り得た秘密については、適正な取り扱いと確実な漏洩防止対策を図る。

健全な事業活動の確保や事故・事件の未然防止を図るため、環境保全や規制物質管理、労働安全衛生に関する法令を遵守し、安全管理体制の確保や職員に対する教育を徹底する。

震災の発生や新興感染症の流行などに備え、対応策を検討しておくとともに、万が一発生した場合には、被害拡大の防止に向けた対策を実施する。

緊急事態が発生した場合に、迅速な情報伝達・意思決定など適切な初動対応ができるよう、連絡体制や責任者の明確化、緊急事態対処訓練の徹底を図る。

2 社会的責任

(1) 情報公開

公共性を有する法人として、運営状況の一層の透明性を確保するため、経営情報の公開に取り組む。

事業内容や事業運営状況に関する情報開示請求に対しては、規則に基づき迅速かつ適正に対応する。

(2) 環境への配慮

法人の社会的責任を踏まえ、環境負荷の低減や環境改善に配慮した業務運営を行う。

(3) 法人倫理

公的試験研究機関として都民から高い信頼性を得られるよう、法令遵守を徹底するとともに、職務執行に対する中立性と公平性を確保しつつ、高い倫理観を持って業務を行う。